

○参考資料

1 環境基準等

(1) 水質汚濁に係る基準

ア 人の健康の保護に関する環境基準

(単位 : mg/L)

項目	基準値	項目	基準値
ガドミウム	0.003 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 以下
鉛	0.01 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下
六価クロム	0.05 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
砒素	0.01 以下	チウラム	0.006 以下
総水銀	0.0005 以下	シマジン	0.003 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	セレン	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	ふっ素	0.8 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	ほう素	1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	1,4-ジオキサン	0.05 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下		

イ 生活環境の保全に関する環境基準

該当水域	項目 類型	利用目的の適応性	基準値					達成期間	
			pH	COD	SS	DO	大腸菌群数		
琵琶湖 (南・北湖)	AA	水道1級・水産1級・自然 環境保全およびA以下の 欄に挙げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100ml以下	南湖 (ハ)	北湖 (イ)

※達成期間の(イ)は直ちに達成、(ハ)は5年を超える期間で可及的速やかに達成

ウ 全窒素・全りん的环境基準

(単位 : mg/L)

	T-N		T-P	
	北湖	南湖	北湖	南湖
Ⅱ 類型	0.2以下	0.2以下	0.01以下	0.01以下

エ 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

該当水域	項目 類型	利用目的の適応性	基準値					達成期間別 河 川 数
			pH	COD	SS	DO	大腸菌群数	
柳川 安曇川 他9	AA	水道1級・自然環境保全 およびA以下の欄に挙げる もの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100ml以下	(イ)－5 (ロ)－1 (ハ)－5
瀬田川 野洲川 他10	A	水道2級・水産1級・水浴 およびB以下の欄に挙げる もの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100ml以下	(イ)－7 (ハ)－5
宇曽川 家棟川	B	水道3級・水産2級およびC 以下の欄に挙げるもの(水 産3級、工業用水1～3 級、農業用水)	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100ml以下	(イ)－1 (ハ)－1

※達成期間の(イ)は直ちに達成、(ロ)は5年以内に達成、(ハ)は5年を超える期間で可及的速やかに達成

オ 水生生物の保全に係る環境基準

(単位：mg/L)

該当水域	項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			達成期間
			全垂鉛	ノニルフェノール	LAS	
琵琶湖(1)	生物A	イワナ、サケ、マス等比較的低温域 を好む水生生物及びこれらの餌生 物が生息する水域	0.03以下	0.001以下	0.03以下	(イ)直ちに達成
琵琶湖(2) ・瀬田川	生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む 水生生物及びこれらの餌生物が生 息する水域	0.03以下	0.002以下	0.05以下	
北湖(1)(2)(3) 南湖(1)	生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生 物B欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚仔の生育場と して特に保全が必要な水域	0.03以下	0.002以下	0.04以下	

(基準値は年平均値)

カ 要監視項目に係る指針値

(単位：mg/L)

項目	指針値
ニッケル	—
モリブデン	0.07以下
アンチモン	0.02以下
クロロホルム	0.06以下
tr-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06以下
p-ジクロロベンゼン	0.2以下
イソキサチオン	0.008以下
ダイアジノン	0.005以下
フェントロチオン	0.003以下
イソプロチラオン	0.04以下
オキシ銅	0.04以下
クロロタロニル	0.05以下

項目	指針値
プロミザミド	0.008以下
EPN	0.006以下
ジクロロボス	0.008以下
フェノブカルブ	0.03以下
イプロベンホス	0.008以下
クロルニトロフェン	—
トルエン	0.6以下
キシレン	0.4以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下
塩化ビニルモノマー	0.002以下
エピクロロヒドリン	0.0004以下
全マンガン	0.2以下
ウラン	0.002以下

キ 水生生物の保全に係る要監視項目の指針値

類 型	水生生物の生息状況の適応性	指 針 値 (mg/L)					
		クロロフォルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-ヒオキシルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.7以下	0.05以下	1以下	0.001以下	0.02以下	0.03以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.006以下	0.01以下	1以下	0.0007以下	0.02以下	0.003以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	3以下	0.08以下	1以下	0.004以下	0.02以下	0.03以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	3以下	0.01以下	1以下	0.003以下	0.02以下	0.02以下

ク 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(単位 : mg/L)

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下
鉛	0.01以下	トリクロロエチレン	0.01以下
六価クロム	0.05以下	テトラクロロエチレン	0.01以下
砒素	0.01以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002以下
総水銀	0.0005以下	チウラム	0.006以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02以下
ジクロロメタン	0.02以下	ベンゼン	0.01以下
四塩化炭素	0.002以下	セレン	0.01以下
クロロエチレン (別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	ふっ素	0.8以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下	ほう素	1以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	1, 4-ジオキサン	0.05以下

ケ 有害物質に係る排水基準

(単位：mg/L)

項目	許容濃度	
	公害防止条例（上乗せ条例）	（参考）※水質汚濁防止法
カドミウム及びその化合物	0.01	0.03
シアン化合物	0.1	1
有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNIに限る）	検出されないこと	1
鉛及びその化合物	0.1	0.1
六価クロム化合物	0.05	0.5
砒素及びその化合物	0.05	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003
トリクロロエチレン	0.1	0.1
テトラクロロエチレン	0.1	0.1
ジクロロメタン	0.2	0.2
四塩化炭素	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02
チウラム	0.06	0.06
シマジン	0.03	0.03
チオベンカルブ	0.2	0.2
ベンゼン	0.1	0.1
セレン及びその化合物	0.1	0.1
ほう素及びその化合物	10	10
ふっ素及びその化合物	8	8
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100	100
1,4-ジオキサン	0.5	0.5

コ 生活環境項目（業種共通の項目）

(単位：水素イオン濃度および大腸菌群数を除き mg/L)

項目		許容濃度	
		公害防止条例（上乗せ条例）	（参考）※水質汚濁防止法
水素イオン濃度（pH）		6.0～8.5	5.8～8.6
ノルマンヘキサン	（鉱油類含有量）	5	5
抽出物質含有量	（動植物油脂類含有量）	20	30
フェノール類含有量		1	5
銅含有量		1	3
亜鉛含有量		1	2
溶解性鉄含有量		10	10
溶解性マンガン含有量		10	10
クロム含有量		0.1	2
大腸菌群数		3,000個/ml	3,000個/ml
アンチモン含有量		0.05	-
排水先の公共用水域において人の健康または生活環境に支障をきたすような温度の変化をもたらさないこと及び色、臭気を帯びていないこと。		-	

※この表に掲げる排水基準は日平均排水量 10m³ 以上の特定事業場について適用する。

※この表に掲げる数値は最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽および下水道終末処理施設にあっては、日平均値とする。

サ BOD、COD、SS、窒素、りんに係る排水基準

a BOD、COD、SSに係る排水基準

(単位：mg/L)

業種区分		排水量 (m ³ /日)	BOD		COD		SS
			既設	新設	既設	新設	
製 造 業	食料品 製造業	10～30	100	60	100	60	90
		30～50	70	50	70	50	90
		50～1000	50	40	50	40	70
		1000以上	40	30	40	30	70
	弁当 製造業	10～30	90	30	90	30	90
		30～50	70	30	70	30	90
		50～1000	50	30	50	30	70
		1000以上	40	30	40	30	70
	繊維工業	10～30	80	60	80	60	90
		30～50	60	50	60	50	90
		50～1000	50	40	50	40	70
		1000以上	40	30	40	30	70
	化学工業	10～30	70	40	70	40	90
		30～50	40	30	40	30	90
		50～1000	30	20	30	20	70
		1000以上	20	15	20	15	70
	ゼラチン 製造業	10～30	70	40	70	40	90
		30～50	50	40	50	40	90
		50～1000	40	30	40	30	70
		1000以上	30	20	30	20	70
	その他の 製造業	10～30	70	40	70	40	90
		30～50	40	30	40	30	90
		50～1000	30	20	30	20	70
		1000以上	20	15	20	15	70
そ の 他 の 業 種 等	畜産施設	10以上	120	120	120	120	150
	し尿処理 施設	10以上	30	20	30	20	70
	下水道終末 処理施設	10以上	20	20	20	20	70
	し尿 51人～100人	10以上かつ	60	20	60	20	60
		浄化槽 101人～200人	60 または 30	20	60 または 30	20	60
		201人～500人	60 または 30	20	60 または 30	20	60
		501人以上	60 または 20	20	60 または 20	20	60
	その他の 事業所	10～30	90	30	90	30	90
		30～50	70	30	70	30	90
		50～1000	50	30	50	30	70
		1000以上	40	30	40	30	70

b 窒素、りんに係る排水基準

(単位：mg/L)

業種区分		排水量 (m ³ /日)	窒 素		り ん	
			既設	新設	既設	新設
食料品 製造業		10～30	40	30	8	2
		30～50	25	20	4	2
		50～1000	20	12	3	1.5
		1000以上	15	10	2	1
弁 当 製造業		10～30	60	45	8	6
		30～50	30	25	5	4
		50～1000	25	20	5	3
		1000以上	20	20	3	2
繊維工業		10～30	40	30	6	2
		30～50	15	12	2	1.2
		50～1000	12	8	1.5	0.8
		1000以上	10	8	1	0.5
化学工業		10～30	20	15	5	2
		30～50	12	10	2	1.2
		50～1000	10	8	1.5	0.8
		1000以上	8	8	1	0.5
ゼラチン 製造業		10～30	20	15	5	2
		30～50	20	15	2	1.2
		50～1000	15	10	1.5	0.8
		1000以上	12	10	1	0.5
その他の 製造業		10～30	40	20	2	2
		30～50	15	12	1.5	1
		50～1000	12	8	1.2	0.6
		1000以上	8	8	0.8	0.5
畜産施設		10以上	80	45	25 ※16	15
し尿処理 施設		10以上	20	10	2	1
下水道終末 処理施設	10～3000 3000以上	10～3000	20	20	1	0.5
		3000以上	20	15	1	0.5
し尿 51人～100人		10以上かつ	60	45	8	6
		浄化槽 101人～200人	60	40	8	5
		201人～500人	60	40	8	5
		501人以上	25	20	5	5
その他の 事業所		10～30	60	45	8	6
		30～50	30	25	5	4
		50～1000	25	20	5	3
		1000以上	20	20	3	2

※基準値は最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽および下水道終末処理施設にあっては日間平均値とする。
※表中の「※」は、サービス業に係るものに適用される基準。

シ 水浴場の水質判定基準

- ① 判定基準については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。
- ア 糞便性大腸菌群数、油膜の有無、COD または透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを「不適」な水浴場とする。
- イ 「不適」でない水浴場について、糞便性大腸菌群数、油膜の有無、COD および透明度によって「水質 AA」、「水質 A」、「水質 B」あるいは「水質 C」を判定し、「水質 AA」および「水質 A」であるものを「適」、「水質 B」および「水質 C」であるものを「可」とする。
- 各項目すべてが「水質 AA」以上である水浴場を「水質 AA」（水質が特に良好な水浴場）とする。
 - 各項目すべてが「水質 A」以上である水浴場を「水質 A」（水質が良好な水浴場）とする。
 - 各項目すべてが「水質 B」以上である水浴場を「水質 B」とする。
 - これら以外のものを「水質 C」とする。

区分		糞便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不検出 (検出限界2個/100ml)	油膜が認められない	3mg/L 以下	全透 (1m以上)
	水質 A	100個/100ml 以下	油膜が認められない	3mg/L 以下	全透 (1m以上)
可	水質 B	400個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m未満～ 50cm以上
	水質 C	1,000個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m未満～ 50cm以上
不 適		1,000個/100mlを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm未満※

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度(*の部分)に関しては、砂の巻き上げによるものは評価の対象外とする。

- ② 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。
- ア 「水質 B」または「水質 C」と判定されたもののうち、糞便性大腸菌群数が 400 個/100ml を超える測定値が 1 以上あるもの。
- イ 油膜が認められたもの

(2) 大気汚染に係る基準

ア 大気汚染に係る環境基準

汚 染 物 質	環 境 基 準
二酸化窒素 ※1 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること
浮遊粒子状物質 ※3 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること
光化学オキシダント ※2	1 時間値が 0.06ppm 以下であること
二酸化いおう ※3 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること
一酸化炭素 ※3 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること
微小粒子状物質 ※3 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること
ベンゼン ※4	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン ※4	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン ※4	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン ※4	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること
ダイオキシン類 ※5	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること

備考 1. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。

2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

3. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
平成21年9月9日に環境基準が設定された。
4. ※1：長期的評価（年間）のもの
 ※2：短期的評価（条件どおり）のもの
 ※3：長期的評価（年間）と短期的評価（条件どおり）があるもの
 ※4：有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係るもの
 ※5：ダイオキシン類に係る環境基準

イ 光化学スモッグ注意報等の発令基準

区 分	発 令 基 準
光化学スモッグ注意報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が 0.12ppm 以上になり気象状況からみて、その濃度が継続すると認められる時
光化学スモッグ警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が 0.24ppm 以上になり気象状況からみて、その濃度が継続すると認められる時
光化学スモッグ重大緊急警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が 0.40ppm 以上になり気象状況からみて、その濃度が継続すると認められる時

（3）騒音・振動に係る基準

ア 騒音に係る環境基準

時間区分		2区分 (昼／6:00～22:00) (夜／22:00～6:00)
地域の類型と基準値	類型	基準値(昼／夜)
①特に静穏を要する地域	AA	50dB/40dB
②住居専用地域 a. 一般地域 b. 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 c. 幹線道路近接空間	A	a. 55dB/45dB b. 60dB/55dB c. 70dB/65dB
③住居系地域 a. 一般地域 b. 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 c. 幹線道路近接空間	B	a. 55dB/45dB b. 65dB/60dB c. 70dB/65dB
④商工業系地域 a. 一般地域 b. 車線を有する道路に面する地域 c. 幹線道路近接空間	C	a. 60dB/50dB b. 65dB/60dB c. 70dB/65dB
1)評価対象 2)評価手法 3)達成期間 4)「道路に面する地域」の定義 5)「幹線道路」の定義 6)「幹線道路近接空間」の定義 7)屋内基準について	1)道路に面する地域の全戸数(推計可) 2)等価騒音レベル(Leq) 3)10年または可及的すみやかに 4)交通騒音が支配的音源(距離不問) 5)高速道、自動車道、国道、県道、4車線以上の市町村道 6)道路端から一定距離の範囲内 2車線以下:15m／2車線超:20m 7)幹線道路近接空間において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる時は、屋内へ透過する騒音に係る基準を昼45dB/夜40dBとする	

イ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	備考
I	70dB 以下	I をあてはめる地域：主として住居の用に供される地域
II	75dB 以下	II をあてはめる地域：商工業のように供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

(4) ダイオキシン類に係る基準

項目	基準値
大気環境基準	0.6pg－TEQ/m ³
水質環境基準	1pg－TEQ/L
底質環境基準	150pg－TEQ/g
土壌環境基準	1,000pg－TEQ/g

※大気環境基準および水質環境基準は、同一測定点における1年間の全ての検体の測定値の算術平均値により評価する。

※土壌環境基準は、1回の測定結果を持って評価する。

※土壌に関して、他媒体への影響等の調査を開始する目安となる調査指標値は250pg－TEQ/gである。